

避難確保計画の作成・提出等にかかるQA

種類	質問	回答
計画の作成	避難確保計画は、いつまでに作成しなければならないのか。	提出時期については、所管課からの通知文に記載のとおりです。詳細については所管課へ確認いただきますようお願いいたします。
	避難確保計画を策定しない場合、罰則等はあるのか。	正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。 なお、避難確保計画をご提出いただいた後、実地指導や立入検査等で確認させて頂くこともありますので、提出後も適切な管理をお願いします。
	一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合など、施設ごとに避難確保計画を作成する必要があるのか。	同一法人が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成していただいても構いません。棟違いで住所が少し違う場合などにおいても、計画内容が適切なものであれば問題ありません。
	既に作成している消防計画との関連はどうなるのか。	消防計画とは別に作成していただいても構いませんし、既存の消防計画に必要事項を追記していただくことも可能です。追記の方法については、「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」を参照してください。 なお、消防計画に追記していただいた場合、消防計画の変更となりますので、避難確保計画の提出とは別に、管轄消防署への届けも必要になります。
	避難確保計画の作り方はどこの部署に行けば教えてもらえるのか。	危機管理室のウェブサイトに掲載している資料をご覧いただいた上、危機管理室までお問合わせください。 なお、当ウェブサイトには、避難確保計画の雛型(Word形式)や記入例も掲載していますので、それらを参考に作成していただくこともできます。
計画の提出	法人で複数の要配慮者利用施設の避難確保計画を作成したが、各々の担当窓口へ提出する必要があるのか。	原則として、各々の担当窓口へ提出していただきますが、任意の担当窓口へ、必要部数をまとめて提出していただいても構いません。ただし、まとめて提出していただく際も、各担当窓口分の「要配慮者利用施設の避難確保計画管理票」を添付してください。
	複数の施設種別を同一計画内に記載した場合、種別数分の計画を提出する必要があるか。	提出先が同じであれば、まとめての提出で構いません。たとえば、同一計画内に以下の4種別がある場合の提出先は下記のとおりです。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;"> 介護老人福祉施設(特養) 認知症対応型通所介護 軽費老人ホーム 地域密着型通所介護 </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div> 法人・高齢者施設課へ2部 ⇒ 介護事業者課へ2部 </div> </div> ※上記の場合、「要配慮者利用施設の避難確保計画管理票」は、法人・高齢者施設課へ1部、介護事業者課へ1部添付してください。
	提出時に事前連絡は必要か。また、郵送やメールでも可能か。	事前連絡は特に必要ありません。開庁時間内にお越しください。 また、郵送での受付は可能ですが、82円切手を貼った返信用封筒を同封の上、担当部署宛に送付してください。 なお、メールでの受付は不可です。
	避難確保計画を提出する際に、別紙として作成した連絡先一覧なども提出する必要があるのか。	施設職員の緊急連絡網や施設利用者の緊急連絡先一覧など、個人情報の記載のある様式については、提出の必要はありません。 なお、連絡先一覧については、すでに作成済の様式を使用していただいで結構です。

計画の提出	提出後はどうなるのか。市役所からの連絡は。また事業所内で周知等する必要があるか。	市役所から、内容についてお問合わせする場合があります。また、事業所内では、避難訓練等も必要ですので、必ず施設職員への周知をお願いします。
	今後、避難確保計画の内容が変更になった場合は再度提出の必要があるか。	計画が変更になった場合は、重要な変更(例:避難場所や経路の変更など)があった際に提出をお願いします。 なお、軽微な変更の場合の再提出は不要です。
その他	現在、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない施設でも、今後入る可能性があるのか。	浸水想定区域または土砂災害警戒区域の区域変更(両区域の指定は大阪府が実施)があった場合は、各ハザードに変更が生じますので、今後当該区域に入る可能性はあります。
	避難確保計画の雛型にある、避難場所の設定はどのようにするのか。	屋外避難については、第1次避難所である小中学校等を設定してください。屋内避難については、垂直避難(当施設の2階や3階など)ができる施設であれば、施設内の上層階の部屋を設定してください。 ただし、土砂災害の場合は、原則屋外避難を記載してください。その上で、屋内避難の設定については、上層階の山と反対側の部屋を設定してください。 なお、水害の場合は、施設の立地場所や構造等により、避難所よりも施設内での屋内避難が安全であると判断する場合は、屋外避難の項目の記載は不要です。
	法人の中に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていない施設があるが、作成した方がいいか。また、その場合提出した方がいいか。	市役所への提出の必要はありませんが、法人で必要と判断されるのであれば作成していただく方が望ましいです。
	ウェブサイトが見られる環境にないがどうすればいいか。	提出先部局にお問合わせください。
	ハザードマップはどこに行けばもらえるか。	東大阪市危機管理室(本庁舎5階)、市政情報コーナー(本庁舎1階)、各行政サービスセンター、永和図書館、花園図書館及び四条図書館でお渡ししていますが、郵送は行っていません。